
分 別 収 集 計 画
第 11 期（令和 8 年度～12 年度分）

令 和 8 年 2 月



指 宿 市

目 次

1	計画策定の意義-----	1
2	基本的方向-----	1
3	計画期間-----	2
4	対象品目-----	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの 排出量の見込み----- (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項----- (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分----- (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第3号)	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み----- (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第4号)	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量，容器包装リサイクル法第2条第6項に 規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチック の量の見込みの算定方法-----	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項----- (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第5号)	10
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項----- (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第6号)	11
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項---	12

1 計画策定の意義

平成12年4月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が完全施行され、続いて平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が完全施行以来、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）等、リサイクル関連法が次々と施行され、循環型社会の形成に向けた法制度とリサイクルシステムの整備が着々と進められてきています。

さらに、令和4年4月にいわゆるプラスチック資源循環法が施行されたことから、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進することとしました。

分別収集計画（以下「本計画」という。）は、容器包装リサイクル法第8条第1項に基づき策定される5年を1期とする計画（3年ごとに見直し）で、本市が分別収集する容器包装廃棄物等を円滑かつ効率的に資源化するためのものです。

2 基本的方向

循環型社会を構築するためには、ごみの減量・資源化及び再利用の促進はもとより、生産者及び市民一人ひとりのライフスタイル、消費活動の形態、経済活動における生産・流通システム等の意識の変革を図ることが重要です。すなわち、ごみの排出段階における発生抑制を推進し、処理・処分するものという考え方を資源化・再利用を前提とする方向に改めなければなりません。そこで、一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、本計画の基本的方向を次のとおりとします。

- ごみの発生段階から処理に至るまで、市民・事業者に対する指導・啓発を一層推進し、循環型社会の構築を目指すとともに、排出されたごみの減量・資源化を最適に行うための処理施設及び処理体制の整備に努めます。
- リサイクル施設及び民間事業者を活用し、容器包装廃棄物等を適正処理するとともに、資源化しやすい形状、量を確保していきます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画の対象品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）とします。

また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別の対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの 排出量の見込み (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第1号)

以下に容器包装廃棄物等の排出量の見込みを示します。

単位：t

種 類	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	19.56	19.22	18.88	18.54	18.20
主としてアルミ製の容器	56.01	55.04	54.06	53.09	52.11
無色のガラス製容器	68.20	67.02	65.83	64.64	63.46
茶色のガラス製容器	113.57	111.60	109.63	107.65	105.67
その他のガラス製容器	25.39	24.95	24.51	24.06	23.62
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	8.40	8.25	8.11	7.96	7.81
主として段ボール製の容器	123.93	121.79	119.63	117.48	115.32
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	101.75	99.99	98.22	96.45	94.68
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	187.71	184.47	181.20	177.93	174.67
(うち白色トレイ)	8.42	8.27	8.13	7.98	7.83
プラスチック資源循環法に基づく分別対象物	9.44	9.27	9.11	8.95	8.78
合 計	713.96	701.60	689.18	676.75	664.32

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第2号)

容器包装廃棄物等の排出抑制のため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政、再生事業者等が、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

1) 啓発活動の推進

(1) 広報による排出抑制・資源化の呼び掛け

広報紙やホームページ等を活用し、ごみの排出抑制・資源化の必要性を呼び掛けます。

(2) ごみ処理関連施設の見学会の実施

市民を対象に、ごみ処理関連施設の見学会を通して、ごみ処理・資源化の実態を知ってもらい、ごみ処理事業への協力を促します。

(3) 地域に根ざした取り組み

公民館や集会所を利用した各種の取り組み、環境衛生協力会や各種の団体を中心とした取り組みなど、各家庭や地域の実情にあわせた事業を促進します。

(4) 環境教育の充実

ごみの減量や資源ごみの分別を徹底するためには、幼少期からの教育が重要となることから、学校や地域と一体となった環境教育の充実を図ります。

(5) ごみ減量化・資源循環等に関するイベントの実施

有識者によるシンポジウムや施設見学による体験学習型のイベント等の開催を検討します。開催にあたっては、市民への積極的参加を呼び掛け、資源化に対する関心を高めます。

(6) 分別収集への協力

市民に対し、分別収集の必要性を呼び掛けます。

2) 発生抑制（リデュース）

(1) 集団資源回収の推進

地域における集団資源回収を推進します。

(2) 簡易包装、マイバッグによるレジ袋の削減

簡易・適正包装商品の選択、商品の過剰包装の拒否及びマイバッグの持参を呼び掛け、ごみの発生抑制に努めます。

(3) 事業系ごみ削減対策の推進

多量のごみを排出する事業者に対して、ごみの資源化計画の作成を指導するなど、ごみ減量・資源化の実行を促します。

(4) ごみ処理手数料の見直し

受益者負担の公平化やごみの減量・資源化による環境負荷の低減等を目的として、ごみ処理手数料の見直しを図ります。

(5) 使い捨ての自粛

市民に対して、使い捨て商品の安易な購入・使用を自粛するよう呼びかけます。

(6) 食品ロス削減運動

「30・10 運動」や「てまえどり」を推進し、食べ残しや販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減します。

3) 再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）

(1) 再生品の有効利用

再生処理などにより、粗大ごみ等を積極的に市民が利用できる仕組みを活用できるように推進します。

(2) 不用品交換システムの構築

不用品交換等の促進を図るため情報交換システムを確立するとともに、活動場所を提供するなど不用品交換の実施を促します。

(3) 不用品の再使用

市民に対して、物を大切に使い、破損や故障、老朽化の場合には安易に捨てずに、修理・補修等を施し使用するよう呼びかけます。

(4) 資源物の分別排出の徹底

プラスチック製容器包装、紙パック、ペットボトル、びん・缶類等の容器包装廃棄物や製品プラスチックの資源化を促進するために分別排出の徹底を図ります。

(5) 分別品目の細分化

資源ごみの分別を細分化することで、ごみ減量・資源化につながることから、平成 26 年 4 月からカセットボンベ・スプレー缶を新たな分別品目に加えました。

(6) グリーン購入の推進

行政は、資源化を促進するために市民、事業者の模範となるよう自ら再生品の使用、資源物の分別回収を率先して実施します。また、商品購入の際にライフサイクルの長い商品、資源化可能な商品、再生品、環境に配慮した商品等を選択します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第3号)

容器包装廃棄物を資源化し、ごみの減量化・減容化を図るとともに、ごみ処理施設の状況及び再生事業者の確保等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下表のとおり定めます。

種 類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他のガラス製容器	その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装
		白色トレイ ^{※1}
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック ^{※2}

※1 「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」のうち「白色トレイ」は、「白色トレイ・発泡スチロール」という区分で白色の発泡スチロールと一緒に収集しています。

※2 「製品プラスチック」は、プラスチック類として「プラスチック製容器包装」と一緒に収集しています。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第4号)

単位：t

種 類	処理区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	引 渡 量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	独自処理量	19.56	19.22	18.88	18.54	18.20
	合 計	19.56	19.22	18.88	18.54	18.20
主としてアルミ製の容器	引 渡 量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	独自処理量	56.01	55.04	54.06	53.09	52.11
	合 計	56.01	55.04	54.06	53.09	52.11
無色のガラス製容器	引 渡 量	68.20	67.02	65.83	64.64	63.46
	独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	合 計	68.20	67.02	65.83	64.64	63.46
茶色のガラス製容器	引 渡 量	113.57	111.60	109.63	107.65	105.67
	独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	合 計	113.57	111.60	109.63	107.65	105.67
その他のガラス製容器	引 渡 量	25.39	24.95	24.51	24.06	23.62
	独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	合 計	25.39	24.95	24.51	24.06	23.62
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	引 渡 量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	独自処理量	8.40	8.25	8.11	7.96	7.81
	合 計	8.40	8.25	8.11	7.96	7.81
主として段ボール製の容器	引 渡 量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	独自処理量	123.93	121.79	119.63	117.48	115.32
	合 計	123.93	121.79	119.63	117.48	115.32
主としてポリエチレンフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	引 渡 量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	独自処理量	101.75	99.99	98.22	96.45	94.68
	合 計	101.75	99.99	98.22	96.45	94.68
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	引 渡 量	179.29	176.20	173.07	169.95	166.84
	独自処理量	8.42	8.27	8.13	7.98	7.83
	合 計	187.71	184.47	181.20	177.93	174.67
※ ¹ [うち白色トレイ]	引 渡 量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	独自処理量	8.42	8.27	8.13	7.98	7.83
	合 計	8.42	8.27	8.13	7.98	7.83
※ ² プラスチック資源循環法に基づく分別対象物	引 渡 量	9.44	9.27	9.11	8.95	8.78
	独自処理量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	合 計	9.44	9.27	9.11	8.95	8.78
合 計	引 渡 量	395.89	389.04	382.15	375.25	368.37
	独自処理量	318.07	312.56	307.03	301.50	295.95
	合 計	713.96	701.60	689.18	676.75	664.32

※¹ 「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」のうち「白色トレイ」は、「白色トレイ・発泡スチロール」という区分で白色の発泡スチロールと一緒に収集しています。

※² 「製品プラスチック」は、プラスチック類として「プラスチック製容器包装」と一緒に収集しています。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量，容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

以下に人口推移の見込みを示します。令和2年度から令和7年度までの減少数を基に算出しました。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
36,217 人 (対6年度比) 96.53 %	35,587 人 (対6年度比) 94.86 %	34,957 人 (対6年度比) 93.18 %	34,327 人 (対6年度比) 91.50 %	33,697 人 (対6年度比) 89.82 %

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法は次のとおりです。

- 特定分別基準適合物等の収集量合計＝令和6年度特定分別基準適合物等の収集量合計×推計人口の比率
- 特定分別基準適合物ごとの収集量＝収集量の合計×令和6年度特定分別基準適合物等の収集実績合計に占める特定分別基準適合物ごとの比率

本市の人口は，令和2年度から令和7年度において3,149人減少しており，今後も減少することが予想されます。特定分別基準適合物等の収集量についても，今後減少すると見込み，令和6年度の収集実績に推計人口の比率を乗じ算定しました。

また，特定分別基準適合物ごとの収集量については，収集量の合計に令和6年度の収集実績合計に占める種類ごとの比率を乗じ算定しました。

単位：t

種 類	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込み)	令和8～12年度
主としてスチール製の容器	20.26	19.90	収集量の合計×2.74%
主としてアルミ製の容器	58.02	56.98	収集量の合計×7.84%
無色のガラス製容器	70.65	69.39	収集量の合計×9.55%
茶色のガラス製容器	117.65	115.54	収集量の合計×15.91%
その他のガラス製容器	26.30	25.83	収集量の合計×3.56%
主として紙製の容器であって飲料を 充てんするためのもの(原材料として アルミニウムが利用されているもの を除く。)	8.70	8.54	収集量の合計×1.18%
主として段ボール製の容器	128.39	126.09	収集量の合計×17.36%
主としてポリエチレンテレフタ レート(PET)製の容器であって 飲料又はしょうゆを充てんするた めのもの	105.41	103.52	収集量の合計×14.25%
主としてプラスチック製の容器包装で あって上記以外のもの	193.34	190.98	収集量の合計×27.61%
(うち白色トレイ)※ ¹	8.72	8.56	「主としてプラスチック 製の容器包装であって上記 以外のもの」×4.27%
プラスチック資源循環法に基づき分別 収集するもの※ ²	10.90	9.60	「主としてプラスチック 製の容器包装であって上記 以外のもの」×5%

※¹「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」のうち「白色トレイ」は、「白色トレイ・発泡スチロール」という区分で白色の発泡スチロールと一緒に収集しています。

※²「製品プラスチック」は、プラスチック類として「プラスチック製容器包装」と一緒に収集しています。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

分別収集の実施主体

種 類		収集に係る 分別区分	収集・運搬 段 階	選 別 保 管 段 階	備 考
缶	主としてスチール製の容器	スチール缶	委託業者 による回収 ・ 地区資源 ごみ収集 所(月1回) ・ 地区ごみ 収集所 (月1回) ・ 常時収集 (毎日) ・ 広域組合 の処理施 設(日曜日 以外)	委託業者	
	主としてアルミ製の容器	アルミ缶			
びん	無色のガラス製容器	無色のびん			
	茶色のガラス製容器	茶色のびん			
	その他のガラス製容器	その他の 色のびん			
紙	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック			
	主として段ボール製の容器	段ボール			
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル			
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 ※1 白色トレイ			
	プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	※2 製 品 プラスチック			

※1 「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」のうち「白色トレイ」は、「白色トレイ・発泡スチロール」という区分で白色の発泡スチロールと一緒に収集しています。

※2 「製品プラスチック」は、プラスチック類として「プラスチック製容器包装」と一緒に収集しています。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (容器包装リサイクル法：第8条 第2項 第6号)

容器包装廃棄物については、民間委託により分別基準に適合するよう、選別・圧縮等の処理を行います。

分別収集の用に供する施設計画

種 類		収集に係る区	収集容器	収集車	中間処理			
缶	主としてスチール製の容器	スチール缶	指定袋 コンテナ ネット等	平ボディ車 又は パッカー車	委託業者 (選別, 圧縮, 保管)			
	主としてアルミ製の容器	アルミ缶						
びん	無色のガラス製容器	無色のびん						
	茶色のガラス製容器	茶色のびん						
	その他の色のガラス製容器	その他の色びん						
紙	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック				地域の実情, 排出場所, 天候等を考慮して 定めた容器 を用います。	地域の実情, 容器の状況等 を考慮して 定めた収集車 を用います。	
	主として段ボール製の容器	段ボール						
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル						
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 ※1 白色トレイ						
	プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	※2 製品 プラスチック						

※1 「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」のうち「白色トレイ」は、「白色トレイ・発泡スチロール」という区分で白色の発泡スチロールと一緒に収集しています。

※2 「製品プラスチック」は、プラスチック類として「プラスチック製容器包装」と一緒に収集しています。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民・事業者・行政のパートナーシップにより容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民の参加機会を拡充します。

1) 参加機会の拡充

環境保全，資源循環をテーマにしたイベントやシンポジウムの開催，地域説明会やパブリックコメントの実施等により，市民・事業者が直接，循環型社会づくりに参加できる機会を創造します。

2) 市民・事業者・行政の連携による3Rの推進

ごみの発生抑制・資源化は，市民，事業者，行政がそれぞれの役割を果たしてはじめて達成されます。また，互いに連携し，情報交換やリサイクルシステムづくりを行えば，より効果的な事業展開が可能です。

3Rの実現へ向け，3者が協働で取り組む実施体制を構築します。

3) 開かれた行政の推進

行政は，市民・事業者に対し積極的に情報を開示し，市民と共有することによって連携を深め，相互の信頼関係を構築しながら事業を推進します。

広報，チラシ，パンフレット等各種メディアを使い，様々な情報が市民にとって身近なものとなるようにしていきます。

4) 方策の評価

アンケート調査等，各種調査により計画の達成状況や協力度等分析を行い，市民の意見を反映して方策の評価を行います。